

令和5年矢板市議会定例会

第394回定例会議

追加議案書

令和6年3月

矢板市

令和 5 年矢板市議会定例会第 3 9 4 回定例会議提出議案

追加議案第 2 号 矢板市市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・P 1

追加議案第 2 号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 1 3 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第5条の3 略 <u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑 損控除額等の特例）</u> 第5条の4 <u>所得割の納税義務者の選択</u> <u>により、法附則第4条の4第4項に規</u> <u>定する特例損失金額（以下この項にお</u> <u>いて「特例損失金額」という。）があ</u> <u>る場合には、特例損失金額（同条第4</u> <u>項に規定する災害関連支出がある場合</u> <u>には、第3項に規定する申告書の提出</u> <u>の日の前日までに支出したものに限</u> <u>る。以下この項及び次項において「損</u> <u>失対象金額」という。）について、令</u>	附 則 第5条の3 略

和5年において生じた法第314条の
2第1項第1号に規定する損失の金額
として、この条例の規定を適用するこ
とができる。この場合において、第3
4条の2の規定により控除された金額
に係る当該損失対象金額は、その者の
令和7年度以後の年度分で当該損失対
象金額が生じた年の末日の属する年度
の翌年度分の市民税に係るこの条例の
規定の適用については、当該損失対象
金額が生じた年において生じなかつた
ものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条
の2の規定により控除された金額に係
る損失対象金額のうちに同項の規定の
適用を受けた者と生計を一にする令第
48条の6第1項に規定する親族の有
する法附則第4条の4第4項に規定す
る資産について受けた損失の金額（以
下この項において「親族資産損失額」
という。）があるときは、当該親族資
産損失額は、当該親族の令和7年度以
後の年度分で当該親族資産損失額が生
じた年の末日の属する年度の翌年度分

の市民税に係るこの条例の規定の適用
については、当該親族資産損失額が生
じた年において生じなかつたものとみ
なす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第
36条の2第1項又は第4項の規定に
よる申告書（その提出期限後において
市民税の納税通知書が送達される時ま
でに提出されたもの及びその時までに
提出された第36条の3第1項の確定
申告書を含む。）に第1項の規定の適
用を受けようとする旨の記載がある場
合（これらの申告書にその記載がない
ことについてやむを得ない理由がある
と市長が認める場合を含む。）に限
り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つ
た場合の医療費控除の特例）

第5条の5 平成30年度から令和9年
度までの各年度分の個人の市民税に限
り、法附則第4条の5第3項の規定に
該当する場合における第34条の2の
規定による控除については、その者の

（特定一般用医薬品等購入費を支払つ
た場合の医療費控除の特例）

第5条の4 平成30年度から令和9年
度までの各年度分の個人の市民税に限
り、法附則第4条の4第3項の規定に
該当する場合における第34条の2の
規定による控除については、その者の

選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。